

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 171)

住所 町 丁目	第 号
	平成 年 月 日
氏名	殿

税務署長  
財務事務官 ㊟

**芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する  
所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書**

貴殿は、所得税法施行令第 323 条に規定する要件を備えていないものと認められますので、平成 年 月 日付で申請のあった芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書は交付できませんから通知します。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。

(規格 A 4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 166)

所在地	第 号
	平成 年 月 日
名称	殿
代表者 氏名	殿

税務署長  
財務事務官 ㊟

芸能法人等の報酬又は料金に対する源泉徴収の  
免除証明書を交付できないことの通知書

貴社(殿)は、所得税法施行令第 301 条又は第 323 条に規定する要件を備えていないものと認められますので、平成 年 月 日付で申請のあった芸能法人等の報酬又は料金に対する源泉徴収の免除証明書は交付できませんから通知します。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 171)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する  
所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書」(源1427)は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
(削 除)	
本文の「平成 年 月 日付」の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付(追加)申請書の提出年月日を記載する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 166)

芸能法人等の報酬又は料金に対する源泉徴収の  
免除証明書を交付できないことの通知書

1 使用目的

「芸能法人等の報酬又は料金に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書」(源1427)は、芸能法人等に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
貴 社 ( 股 )	申請者が法人の場合は「(股)」を、個人の場合は「社( )」を抹消する。
本文の「平成 年 月 日付」の空白欄	芸能法人等の報酬又は料金に対する源泉徴収の免除証明書交付(追加)申請書の提出年月日を記載する。